

山口県障害福祉サービス実施計画
(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

計画期間 令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)

令和6年3月
山 口 県

目 次

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の体系と基本理念	1
4 計画の構成	1
5 計画策定上の配慮点	2
6 計画の期間	2
7 計画の達成状況の点検及び評価	2
8 障害保健福祉圏域	2
9 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗状況等	3

第1章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	6
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3 地域生活支援拠点の充実	8
4 福祉施設から一般就労への移行等	9
5 障害児支援の提供体制の整備等	10
6 相談支援体制の充実・強化等	12
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	12
【参考】「山口県障害福祉サービス実施計画」の成果目標一覧	13

第2章 指定障害福祉サービス等の必要量の見込みと確保策等

1 各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込み	14
2 活動指標（成果目標を達成するために必要な量等）	29
3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	34
4 指定障害福祉サービス等に係る必要な見込量の確保の方策等	35
5 人材の確保・養成及びサービスの質の向上のための取組	39

第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 専門性の高い相談支援事業	40
2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	40
3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、市町村相互間の連絡調整事業	40
4 広域的な支援事業	41
5 サービス・相談支援者、指導者育成事業	41
6 その他の日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援及び就業・就労支援の事業	41
<地域生活支援事業の見込量>	43

第4章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 障害者等に対する虐待の防止	44
2 意思決定支援の促進	44
3 障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進	44
4 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	44
5 障害を理由とする差別の解消の推進	44
6 障害福祉サービス等利用者の安全確保に向けた取組や研修の充実等	44

＜参考資料＞

障害福祉サービス等の概要	45
--------------	----

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に定めるサービス等の必要量を見込むとともに、その確保のための方策等を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の確保を総合的かつ計画的に図ることを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画」に位置付け、山口県障害福祉サービス実施計画（以下「サービス実施計画」という。）として一体的に策定します。

3 計画の体系と基本理念

- 障害者支援施策の方向性や具体的な取組を定めるために策定する都道府県障害者計画としての「やまぐち障害者いきいきプラン」と、障害福祉サービス等の見込量等を定めるサービス実施計画の両計画に基づき、本県の障害者関連施策を一体的に推進します。
- 本計画の基本理念は、「やまぐち障害者いきいきプラン」と同一とします。

<基本理念>

「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

～誰と、どこで、どのように生活するのかを自らが選択できる社会を目指して～

4 計画の構成

この計画は、国が定める基本指針に即し、基本理念に基づいて次の事項を定めます。

(1) 成果目標

基本指針に定められた7つの「成果目標」を、市町が設定した目標を踏まえて設定します。

(2) 指定障害福祉サービス等の必要量の見込みと確保策等

- ① 各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込み
計画期間中の各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込みを、市町の積算等に基づき定めます。
- ② 活動指標（成果目標を達成するために必要な量等）
成果目標等の達成に必要な障害福祉サービス等及び各種の取組を設定します。
- ③ 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
地域生活への移行を促進するとともに、施設でのサービスが必要な方に対する適正な支援体制を確保する観点から設定します。
- ④ 指定障害福祉サービス等に係る必要な見込量の確保の方策等
圏域ごとの現状を踏まえた指定障害福祉サービス等の提供体制の確保策等を定めます。
- ⑤ 人材の確保・養成及びサービスの質の向上のための取組
指定障害福祉サービス等に係る人材の確保・養成、提供されるサービスに対する質の向上のための取組を定めます。

(3) 地域生活支援事業の実施に関する事項

県が実施する地域生活支援事業に関して、事業の種類ごとの計画期間を通じた実施に関する考え方等を定めます。

(4) その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

障害者等に対する虐待の防止、意思決定支援の促進、障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進及び障害を理由とする差別の解消の推進等に関する考え方を定めます。

5 計画策定上の配慮点

この計画は、国が定める基本指針に即し、次の7点に配慮して策定します。

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組定着

6 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間をサービス実施計画の計画期間とします。

7 計画の達成状況の点検及び評価

この計画に定める「成果目標」や「活動指標」については、毎年度その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、「山口県障害者施策推進協議会」において点検・評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

8 障害保健福祉圏域

この計画では、広域的な観点から、総合的なサービス提供体制の整備を進めるため、保健医療圏域及び高齢者保健福祉圏域との整合を図り、障害保健福祉圏域（8圏域）を設定します。

障害保健福祉圏域名	市町名
岩国圏域	岩国市、和木町
柳井圏域	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南圏域	下松市、光市、周南市
山口・防府圏域	山口市、防府市
宇部・小野田圏域	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関圏域	下関市
長門圏域	長門市
萩圏域	萩市、阿武町

9 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗状況等

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の令和4年度までの進捗状況等は以下のとおりです。

（1）成果目標

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標	現状値※ (令和4年度)	目標値 (令和5年度)
施設入所者の地域生活移行者数 (目標値の考え方) 入所者数2,171人（令和元年度末）の1.9%	25人	41人
施設入所者数の削減 (目標値の考え方) 入所者数2,171人（令和元年度末）の1.8%	48人	40人

※R2年度～R4年度の累計

地域生活移行者数、施設入所者数の削減は概ね目標値に近い人数となっており、引き続き、施設入所者の意向を踏まえながら、地域生活への移行を進めていく必要があります。

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標	基準値 (基準年度)	現状値 (年度)	目標値 (令和5年度)
精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均	新規	317.9日 (R4)	316日
精神病床における1年以上の長期在院者数	3,906人 (H26)	3,458人 (R4)	2,855人
精神科病院入院3ヶ月時点の退院率	48.6% (H30)	48.6% (H30)	56.0%
精神科病院入院6ヶ月時点の退院率	69.6% (H30)	69.6% (H30)	74.0%
精神科病院入院1年時点の退院率	78.7% (H30)	78.7% (H30)	85.0%

長期在院者数及び退院率の更なる向上が図られるよう、今後も、病院・地域移行関係従事者との協働により、長期入院患者の退院への意欲喚起を図るとともに、措置入院患者等が退院後に地域で安心して生活を送ることができる支援体制の構築に努める必要があります。

ウ 地域生活支援拠点等の整備

成果目標	基準値 (基準年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)
地域生活支援拠点等の整備	-	16市町 (又は圏域)	19市町 (又は圏域)
地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証及び検討	-	1回	1回

地域生活支援拠点等の整備が推進されるよう、市町における現状や課題等の把握、共有する機会を通じて、市町の取組を支援していく必要があります。

エ 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	基準値 (基準年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)
一般就労移行者数	161人 (R元)	112人	226人
うち、就労移行支援事業	82人 (R元)	54人	125人
うち、就労継続支援A型	23人 (R元)	22人	36人

うち、就労継続支援B型	49人 (R元)	36人	64人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を7割以上	新規	19.6%	70.0%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	新規	—	70.0%

目標値を下回っており、一般就労移行者数の増加のためには就労移行支援事業の活用等を通じた更なる取組が必要です。

オ 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標	基準値 (基準年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)
児童発達支援センターの設置	-	14市町 (又は圏域)	19市町 (又は圏域)
保育所等訪問を利用できる体制整備	-	19市町 (又は圏域)	19市町 (又は圏域)
難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保	新規	体制確保	体制確保
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	-	10市町 (又は圏域)	19市町 (又は圏域)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	-	9市町 (又は圏域)	19市町 (又は圏域)
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	-	県・8圏域・ 19市町	県・8圏域・ 19市町
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	新規	県・18市町	県・19市町

「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備」については、人員基準の配置要件とされる嘱託医や看護職員などの人員確保等が課題であるものの、引き続き市町との協働により整備に向けて取り組む必要があります。

カ 相談支援体制の充実・強化等

成果目標
各市町又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保
<市町の取組内容例>（令和4年度実績） <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 11市町計 167件 ・地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施 12市町計 186件 ・地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施 18市町計 321回

市町において地域における中核的な役割を担う基幹相談支援センターが、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することができるよう支援していく必要があります。

キ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築
<市町の取組内容例>（令和4年度実績） <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用及び市町職員の参加 15市町計 56人参加 <県の取組内容例>（令和4年度実績） <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有 共有回数 133回

各市町及び県における取組が進められているところであり、引き続き、取組を進めいく必要があります。

(2) 障害福祉サービス等の利用実績

(月平均利用人数 (継続入所者を除く))

障害福祉サービス等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定障害福祉サービス	訪問系	訪問系計	1,462	1,498
		居宅介護	1,194	1,211
		重度訪問介護	54	61
		同行援護	216	225
		行動援護	1	1
		重度障害者等包括支援	0	0
	日中活動系	生活介護	3,769	3,781
		機能訓練	9	9
		生活訓練	192	191
		療養介護	269	270
		就労移行支援	257	213
		就労継続支援A型	579	661
		就労継続支援B型	3,669	3,812
		就労定着支援	106	110
	居住系	短期入所	272	277
		自立生活援助	5	5
		共同生活援助	1,464	1,533
	指定相談支援	施設入所支援	2,125	2,103
		計画相談支援	2,416	2,430
		地域移行支援	7	8
	指定障害児支援	地域定着支援	24	19
		児童発達支援	1,132	1,294
		放課後等デイサービス	2,520	2,740
		訪問支援	保育所等訪問支援	89
			居宅訪問型児童発達支援	1
		入所支援	福祉型障害児入所支援	53
			医療型障害児入所支援	43
		相談	障害児相談支援	1,000
				1,062
				1,209

※令和5年度は令和5年4月～9月の実績

第1章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、以下の成果目標を設定します。

(1) 地域生活移行者の増加

令和4年度末時点の施設入所者数の3.7%以上が令和8年度末までに地域生活に移行します。

R4年度末施設入所者数 (継続入所者数を除く)	地域生活移行者数 (R4年度～R8年度の間に施設入所から 共同生活援助等へ移行する者の累計)
2,123人	78人 (2,123人×3.7%)

(2) 施設入所者の削減

令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から3.4%以上削減します。

R4年度末施設入所者数 (継続入所者数を除く)	施設入所者削減数 (R4年度末施設入所者数－R8年度末施設入所者数)
2,123人	73人 (2,123人×3.4%)

<参考データ：第6期計画までの実績>

- 平成18年度から令和4年度までの間の地域生活移行者数 … 499人
- 平成17年10月末時点と令和4年度末時点との施設入所者数の差 … 492人

※継続入所者数を除いたもの。

※継続入所者数…「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）」による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者の数。令和4年度末時点では140人。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制を推進する観点から、以下の成果目標を設定します。

（1）精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を326日以上とします。

（2）精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

令和8年度末時点の1年以上の長期在院者数の目標値を以下のとおり設定します。

	慢性期 入院需要 (目標値)	うち 65歳以上	うち 65歳未満	地域移行に 伴う基盤整 備量(参考値)	うち 65歳以上	うち 65歳未満
R2年	3,543人	2,454人	1,089人			
R8 年度末	2,623人	1,790人	833人	920人	664人	256人

（3）精神病床における早期退院率（入院後3ヶ月・6ヶ月・1年時点の退院率）

- ① 令和8年度の入院後3ヶ月時点の退院率を56%以上とします。
- ② 令和8年度の入院後6ヶ月時点の退院率を74%以上とします。
- ③ 令和8年度の入院後1年時点の退院率を85%以上とします。

<参考データ：近年の状況（厚生労働省「精神保健福祉資料（NDB集計）」より）>

令和2年度調査の入院後3ヶ月時点の退院率 … 48.3%
令和2年度調査の入院後6ヶ月時点の退院率 … 67.4%
令和2年度調査の入院後1年時点の退院率 … 78.2%

3 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させる観点から、以下の成果目標を設定します。

令和8年度末までに、各市町において地域生活支援拠点等が整備（複数市町による共同整備を含む。）されるよう支援します。

各市町において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築が進むよう支援します。

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討します。

各市町又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備が進むよう支援します。

＜地域生活支援拠点等の整備について＞

地域生活支援拠点等の整備は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るものです。

○目的

地域生活支援拠点等の整備には、2つの目的があります。

- ・緊急時の迅速、確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- ・体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等、地域生活への移行を進めるための体制を整備

○必要な機能

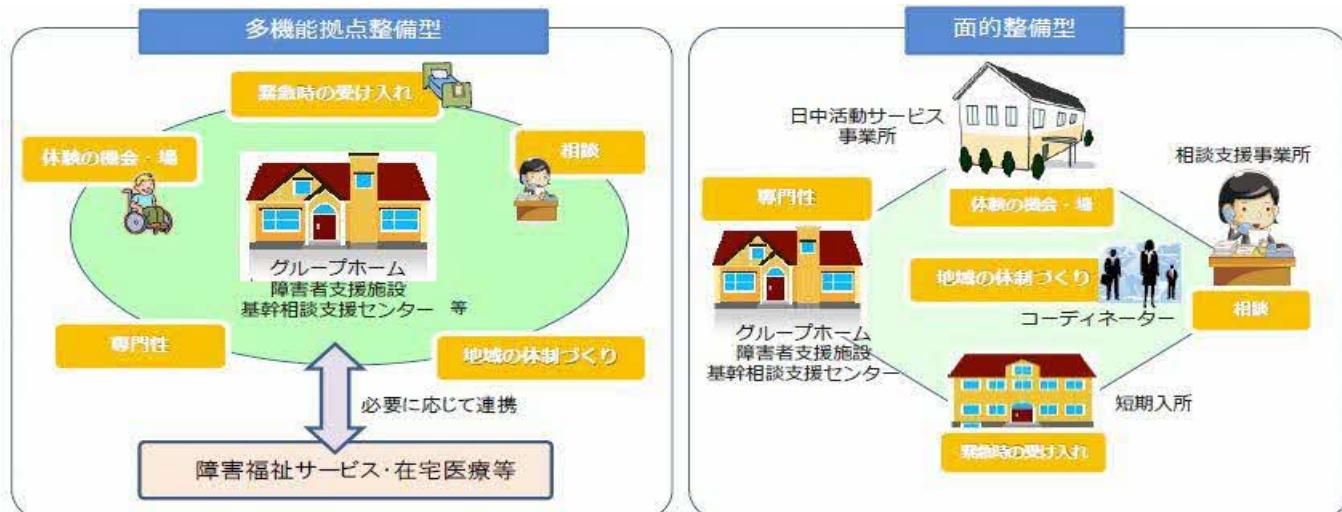
- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

※5つの機能を備えることが期待されますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能やその程度は市町が判断します。

○検証・検討

整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足について、P D C Aサイクルの視点で継続的に検証・検討を行います。

地域生活支援拠点等のイメージ



4 福祉施設から一般就労への移行等

能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指す観点から、以下の成果目標を設定します。

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行

- ① 令和8年度中の就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.45倍以上とします。
- ② 令和8年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.48倍以上とします。
- ③ 令和8年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.68倍以上とします。
- ④ 令和8年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.29倍以上とします。

R 3年度一般就労移行者数	
①就労移行支援事業等	151人
②就労移行支援事業	81人
③就労継続支援A型事業	28人
④就労継続支援B型事業	41人



R 8年度一般就労移行者数	
220人	(151人×1.45倍)
120人	(81人×1.48倍)
47人	(28人×1.68倍)
53人	(41人×1.29倍)

※就労移行支援事業等…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）を行う事業

- ⑤ 令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。

(2) 一般就労後の定着支援

- ① 令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.60倍以上とします。
- ② 就労定着支援事業の利用終了後の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とします。
- ③ 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、山口県障害者就業・生活支援センター連絡協議会を活用して取組を進めます。

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を促進する観点から、以下の成果目標を設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

① 令和8年度末までに各市町に児童発達支援センターが1カ所以上設置されるよう支援します。

なお、市町単独での整備が困難な場合には、圏域単位での設置を検討します。

② 令和8年度末までに各市町において、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が実施する保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制が構築されるよう支援します。

(2) 難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築

難聴児とその家族が、乳児期から切れ目のない支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の難聴児支援に携わる関係機関等の連携体制の強化を図るとともに、家族等への相談支援や難聴児の通う保育所等への巡回支援、支援従事者の専門性向上研修を実施します。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに各市町に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が確保されるよう支援します。

なお、市町単独での確保が困難な場合には、圏域単位での確保を検討します。

令和8年度末までに各市町に主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保されるよう支援します。

なお、市町単独での確保が困難な場合には、圏域単位での確保を検討します。

(4) 医療的ケア児等への支援

- ① 県医療的ケア児支援センターに、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児とその家族や関係者に対する専門的な相談支援や関係機関等への情報提供・連絡調整を実施します。
- ② 県、各圏域及び各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による意見交換や情報共有を図ることを目的とする協議の場を設置します。
- ③ 令和8年度末までに各市町において、医療的ケア児等に関するコーディネーターが配置されるよう支援します。

(5) 障害児入所施設からの円滑な移行調整

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、関係機関等と連携し、移行調整に係る協議を実施します。

6 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定します。

① 令和8年度末までに、各市町において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターが設置（複数市町による共同設置を含む。）されるよう支援します。

また、各市町において基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することができるよう支援します。

② 各市町において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組が行われるよう、また、取組を行うために必要な協議会（※）の体制が確保されるよう支援します。

（※）関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、またサービス事業所が増加している中、より一層事業者が利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供することができるよう、以下の成果目標を設定します。

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

【参考】「山口県障害福祉サービス実施計画」の成果目標一覧

成果目標	現状値	目標値 (R8)
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行		
施設入所者の地域移行者数	25 人 (R4 累計)	78 人
施設入所者数の削減	48 人 (R4 累計)	73 人
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	317.9 日 (R4)	326 日
精神病床における 1 年以上入院患者数	3,458 人 (R4)	2,623 人
精神科病院入院 3 ヶ月時点の退院率	48.6% (H30)	56%
精神科病院入院 6 ヶ月時点の退院率	69.6% (H30)	74%
精神科病院入院 1 年時点の退院率	78.7% (H30)	85%
3 地域生活支援の充実		
地域生活支援拠点等を各市町（又は圏域）に確保	16 市町 (R4)	18 市町
地域生活支援拠点等の機能の充実	—	19 市町
年 1 回以上運用状況を検証及び検討	—	19 市町
強度行動障害者に対する支援体制の整備	—	19 市町
4 福祉施設から一般就労への移行等		
一般就労への移行者数（令和 3 年度比）	151 人 (R3)	220 人 (1.45 倍)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合 が 5 割以上の事業所の割合	—	5 割以上
就労定着支援事業の利用者数（令和 3 年度比）	104 人 (R3)	166 人 (1.60 倍)
就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所	—	2 割 5 分以上
雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築	—	県・19 市町
5 障害児支援の提供体制の整備等		
児童発達支援センターの設置	14 市町 (R4)	19 市町 (又は圏域)
保育所等訪問等の活用によるインクルージョンの推進	19 市町 (R4)	19 市町 (又は圏域)
難聴児支援のための連携体制の強化等	県で構築 (R4)	県で構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	10 市 (R4)	19 市町 (又は圏域)
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	9 市 (R4)	19 市町 (又は圏域)
医療的ケア児支援センターの設置	県(設置済)	県
障害児入所施設からの移行調整に係る協議の実施	—	県が実施
6 相談支援体制の充実・強化等		
基幹相談支援センターの設置	9 市町 (R4)	16 市町
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	—	19 市町
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		
サービスの質向上のための体制構築	—	県・19 市町

第2章 指定障害福祉サービス等の必要量の見込みと確保策等

1 各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込み

市町障害福祉計画と整合性を図りながら、計画期間中のサービスの種類ごとの必要量の見込みを算定します。

(1) 指定障害福祉サービス

ア 訪問系サービス

① 合計

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	33,495 時間/月 1,498 人/月	37,608 時間/月 1,564 人/月	39,693 時間/月 1,587 人/月	42,193 時間/月 1,612 人/月
圏域	岩 国	1,602 時間/月 132 人/月	1,647 時間/月 133 人/月	1,647 時間/月 133 人/月
	柳 井	1,267 時間/月 98 人/月	1,398 時間/月 103 人/月	1,418 時間/月 106 人/月
	周 南	2,842 時間/月 175 人/月	4,041 時間/月 184 人/月	4,091 時間/月 188 人/月
	山 口・防 府	6,011 時間/月 286 人/月	7,078 時間/月 306 人/月	7,310 時間/月 313 人/月
	宇 部・小 野 田	8,483 時間/月 330 人/月	8,989 時間/月 349 人/月	9,221 時間/月 354 人/月
	下 関	12,279 時間/月 358 人/月	13,416 時間/月 365 人/月	14,967 時間/月 369 人/月
	長 門	333 時間/月 35 人/月	321 時間/月 34 人/月	321 時間/月 34 人/月
	萩	678 時間/月 84 人/月	718 時間/月 90 人/月	718 時間/月 90 人/月

② 居宅介護

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
圏域	県 計	15,646 時間/月 1,211 人/月	16,197 時間/月 1,236 人/月	16,413 時間/月 1,253 人/月
	岩 国	1,482 時間/月 115 人/月	1,517 時間/月 115 人/月	1,517 時間/月 115 人/月
	柳 井	1,013 時間/月 84 人/月	1,046 時間/月 86 人/月	1,064 時間/月 89 人/月
	周 南	1,280 時間/月 139 人/月	1,343 時間/月 143 人/月	1,379 時間/月 146 人/月
	山 口・防 府	2,437 時間/月 217 人/月	2,607 時間/月 229 人/月	2,683 時間/月 235 人/月
	宇 部・小 野 田	4,433 時間/月 267 人/月	4,737 時間/月 278 人/月	4,767 時間/月 281 人/月
	下 関	4,035 時間/月 278 人/月	3,978 時間/月 273 人/月	4,034 時間/月 275 人/月
	長 門	333 時間/月 35 人/月	311 時間/月 33 人/月	311 時間/月 33 人/月
	萩	633 時間/月 76 人/月	658 時間/月 79 人/月	658 時間/月 79 人/月

③ 重度訪問介護

区分		令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計		14,706 時間/月	17,872 時間/月	19,736 時間/月	22,009 時間/月
		61 人 /月	75 人 /月	80 人 /月	86 人 /月
圏域	岩 国	14 時間/月	15 時間/月	15 時間/月	215 時間/月
		1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月	2 人 /月
	柳 井	126 時間/月	214 時間/月	214 時間/月	214 時間/月
		2 人 /月	4 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
	周 南	1,262 時間/月	2,393 時間/月	2,393 時間/月	2,393 時間/月
		6 人 /月	8 人 /月	8 人 /月	8 人 /月
	山 口・防 府	3,076 時間/月	3,632 時間/月	3,788 時間/月	3,943 時間/月
		15 人 /月	18 人 /月	19 人 /月	20 人 /月
	宇部・小野田	2,930 時間/月	3,028 時間/月	3,241 時間/月	3,404 時間/月
		15 人 /月	19 人 /月	21 人 /月	22 人 /月
下 関		7,298 時間/月	8,590 時間/月	10,085 時間/月	11,840 時間/月
		22 人 /月	25 人 /月	27 人 /月	30 人 /月
	長 門	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
		0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
萩		0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
		0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月

④ 同行援護

区分		令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計		3,138 時間/月	3,244 時間/月	3,249 時間/月	3,253 時間/月
		225 人 /月	237 人 /月	238 人 /月	240 人 /月
圏域	岩 国	106 時間/月	115 時間/月	115 時間/月	115 時間/月
		16 人 /月	17 人 /月	17 人 /月	17 人 /月
	柳 井	128 時間/月	138 時間/月	140 時間/月	142 時間/月
		12 人 /月	13 人 /月	13 人 /月	13 人 /月
	周 南	300 時間/月	305 時間/月	319 時間/月	333 時間/月
		30 人 /月	33 人 /月	34 人 /月	36 人 /月
	山 口・防 府	498 時間/月	578 時間/月	578 時間/月	578 時間/月
		54 人 /月	56 人 /月	56 人 /月	56 人 /月
	宇部・小野田	1,120 時間/月	1,201 時間/月	1,190 時間/月	1,178 時間/月
		48 人 /月	50 人 /月	50 人 /月	50 人 /月
下 関		946 時間/月	847 時間/月	847 時間/月	847 時間/月
		58 人 /月	58 人 /月	58 人 /月	58 人 /月
	長 門	0 時間/月	10 時間/月	10 時間/月	10 時間/月
		0 人 /月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
萩		40 時間/月	50 時間/月	50 時間/月	50 時間/月
		7 人 /月	9 人 /月	9 人 /月	9 人 /月

⑤ 行動援護

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	5 時間/月	52 時間/月	52 時間/月	52 時間/月
	1 人 /月	15 人 /月	15 人 /月	15 人 /月
圏域	岩 国	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月
	柳 井	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月
	周 南	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月
	山 口・防 府	0 時間/月 0 人 /月	18 時間/月 2 人 /月	18 時間/月 2 人 /月
	宇 部・小 野 田	0 時間/月 0 人 /月	23 時間/月 2 人 /月	23 時間/月 2 人 /月
	下 関	0 時間/月 0 人 /月	1 時間/月 9 人 /月	1 時間/月 9 人 /月
	長 門	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月
	萩	5 時間/月 1 人 /月	10 時間/月 2 人 /月	10 時間/月 2 人 /月

⑥ 重度障害者等包括支援

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	0 時間/月	243 時間/月	243 時間/月	243 時間/月
	0 人 /月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
圏域	岩 国	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月
	柳 井	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月
	周 南	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月
	山 口・防 府	0 時間/月 0 人 /月	243 時間/月 1 人 /月	243 時間/月 1 人 /月
	宇 部・小 野 田	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月
	下 関	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月
	長 門	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月
	萩	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月	0 時間/月 0 人 /月

イ 日中活動系サービス

① 生活介護

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	74,252 人日/月	76,254 人日/月	76,874 人日/月	77,503 人日/月
	3,781 人 /月	3,866 人 /月	3,896 人 /月	3,927 人 /月
圏域	岩 国	7,359 人日/月	7,339 人日/月	7,349 人日/月
		381 人 /月	385 人 /月	386 人 /月
	柳 井	4,565 人日/月	4,693 人日/月	4,771 人日/月
		225 人 /月	235 人 /月	239 人 /月
	周 南	11,897 人日/月	12,163 人日/月	12,188 人日/月
		625 人 /月	639 人 /月	641 人 /月
	山 口・防 府	15,503 人日/月	15,949 人日/月	16,146 人日/月
		799 人 /月	819 人 /月	829 人 /月
	宇部・小野田	13,536 人日/月	14,033 人日/月	14,194 人日/月
		686 人 /月	704 人 /月	712 人 /月
下 関	15,448 人日/月	16,041 人日/月	16,170 人日/月	16,299 人日/月
	760 人 /月	779 人 /月	783 人 /月	788 人 /月
長 門	2,421 人日/月	2,457 人日/月	2,457 人日/月	2,457 人日/月
	119 人 /月	116 人 /月	116 人 /月	116 人 /月
萩	3,523 人日/月	3,579 人日/月	3,599 人日/月	3,619 人日/月
	186 人 /月	189 人 /月	190 人 /月	191 人 /月

※人日…「利用人数」×「1人あたりの利用日数」で算出されるサービス量。以下同じ。

② 自立訓練（機能訓練）

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	90 人日/月	196 人日/月	196 人日/月	214 人日/月
	9 人 /月	15 人 /月	15 人 /月	17 人 /月
圏域	岩 国	21 人日/月	21 人日/月	21 人日/月
		2 人 /月	2 人 /月	3 人 /月
	柳 井	20 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
		1 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
	周 南	21 人日/月	76 人日/月	76 人日/月
		4 人 /月	7 人 /月	7 人 /月
	山 口・防 府	0 人日/月	27 人日/月	27 人日/月
		0 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
	宇部・小野田	24 人日/月	17 人日/月	17 人日/月
		1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
下 関	4 人日/月	55 人日/月	55 人日/月	55 人日/月
	1 人 /月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
長 門	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
萩	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月

③ 就労選択支援

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	-	-	1,527 人日/月	2,026 人日/月
	-	-	313 人 /月	372 人 /月
圏域	岩 国	-	820 人日/月	1,020 人日/月
	柳 井	-	82 人 /月	102 人 /月
	周 南	-	11 人日/月	13 人日/月
	山 口・防 府	-	2 人 /月	3 人 /月
	宇部・小野田	-	15 人日/月	17 人日/月
	下 関	-	14 人 /月	16 人 /月
	長 門	-	347 人日/月	636 人日/月
	萩	-	63 人 /月	96 人 /月
		-	26 人日/月	31 人日/月
		-	4 人 /月	6 人 /月
		-	290 人日/月	290 人日/月
		-	145 人 /月	145 人 /月
		-	12 人日/月	12 人日/月
		-	1 人 /月	1 人 /月
		-	6 人日/月	7 人日/月
		-	2 人 /月	3 人 /月

④ 自立訓練（生活訓練）

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	3,808 人日/月	4,097 人日/月	4,217 人日/月	4,317 人日/月
	191 人 /月	207 人 /月	212 人 /月	215 人 /月
圏域	岩 国	900 人日/月	1,106 人日/月	1,106 人日/月
	40 人 /月	49 人 /月	49 人 /月	49 人 /月
	柳 井	485 人日/月	525 人日/月	555 人日/月
	22 人 /月	24 人 /月	25 人 /月	25 人 /月
	周 南	481 人日/月	384 人日/月	384 人日/月
	30 人 /月	26 人 /月	26 人 /月	26 人 /月
	山 口・防 府	709 人日/月	697 人日/月	710 人日/月
	39 人 /月	40 人 /月	41 人 /月	41 人 /月
	宇部・小野田	217 人日/月	293 人日/月	263 人日/月
	11 人 /月	12 人 /月	11 人 /月	11 人 /月
	下 関	783 人日/月	767 人日/月	846 人日/月
	33 人 /月	33 人 /月	35 人 /月	38 人 /月
	長 門	93 人日/月	154 人日/月	182 人日/月
	6 人 /月	11 人 /月	13 人 /月	13 人 /月
	萩	140 人日/月	171 人日/月	171 人日/月
	10 人 /月	12 人 /月	12 人 /月	12 人 /月

※自立訓練（生活訓練）の見込量は、宿泊型自立訓練を含んで算定します。

⑤ 就労移行支援

区分		令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計		3,665 人日/月	4,057 人日/月	4,189 人日/月	4,351 人日/月
		213 人 /月	231 人 /月	239 人 /月	248 人 /月
圏域	岩 国	431 人日/月	484 人日/月	501 人日/月	529 人日/月
		27 人 /月	29 人 /月	30 人 /月	32 人 /月
	柳 井	191 人日/月	210 人日/月	235 人日/月	292 人日/月
		8 人 /月	9 人 /月	10 人 /月	12 人 /月
	周 南	392 人日/月	468 人日/月	525 人日/月	570 人日/月
		23 人 /月	28 人 /月	32 人 /月	35 人 /月
	山 口・防 府	685 人日/月	921 人日/月	954 人日/月	986 人日/月
		44 人 /月	56 人 /月	58 人 /月	60 人 /月
	宇部・小野田	951 人日/月	1,019 人日/月	1,019 人日/月	1,019 人日/月
		51 人 /月	53 人 /月	53 人 /月	53 人 /月
下 関		851 人日/月	769 人日/月	769 人日/月	769 人日/月
		51 人 /月	44 人 /月	44 人 /月	44 人 /月
	長 門	61 人日/月	44 人日/月	44 人日/月	44 人日/月
萩		3 人 /月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
		103 人日/月	142 人日/月	142 人日/月	142 人日/月
		6 人 /月	10 人 /月	10 人 /月	10 人 /月

⑥ 就労継続支援A型

区分		令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計		12,632 人日/月	14,634 人日/月	15,542 人日/月	16,420 人日/月
		661 人 /月	720 人 /月	802 人 /月	847 人 /月
圏域	岩 国	1,040 人日/月	1,065 人日/月	1,084 人日/月	1,104 人日/月
		54 人 /月	55 人 /月	56 人 /月	57 人 /月
	柳 井	597 人日/月	664 人日/月	706 人日/月	746 人日/月
		31 人 /月	35 人 /月	38 人 /月	41 人 /月
	周 南	2,671 人日/月	2,843 人日/月	2,920 人日/月	3,006 人日/月
		146 人 /月	157 人 /月	161 人 /月	166 人 /月
	山 口・防 府	2,042 人日/月	2,322 人日/月	2,441 人日/月	2,560 人日/月
		107 人 /月	119 人 /月	125 人 /月	131 人 /月
	宇部・小野田	3,263 人日/月	4,005 人日/月	4,309 人日/月	4,534 人日/月
		163 人 /月	161 人 /月	212 人 /月	223 人 /月
下 関		2,357 人日/月	2,961 人日/月	3,272 人日/月	3,616 人日/月
		122 人 /月	149 人 /月	164 人 /月	181 人 /月
	長 門	169 人日/月	180 人日/月	180 人日/月	180 人日/月
萩		9 人 /月	9 人 /月	9 人 /月	9 人 /月
		493 人日/月	594 人日/月	630 人日/月	674 人日/月
		29 人 /月	35 人 /月	37 人 /月	39 人 /月

⑦ 就労継続支援B型

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	63,166 人日/月	68,332 人日/月	71,400 人日/月	72,715 人日/月
	3,812 人 /月	4,051 人 /月	4,167 人 /月	4,289 人 /月
圏域	岩 国	4,942 人日/月	5,705 人日/月	5,890 人日/月
		306 人 /月	345 人 /月	356 人 /月
	柳 井	3,437 人日/月	3,601 人日/月	3,733 人日/月
		193 人 /月	203 人 /月	209 人 /月
	周 南	9,239 人日/月	9,774 人日/月	10,027 人日/月
		513 人 /月	539 人 /月	552 人 /月
	山 口・防 府	13,837 人日/月	15,046 人日/月	15,675 人日/月
		874 人 /月	950 人 /月	990 人 /月
	宇部・小野田	14,198 人日/月	15,586 人日/月	15,953 人日/月
		837 人 /月	891 人 /月	912 人 /月
下 関	12,201 人日/月	13,266 人日/月	13,850 人日/月	14,459 人日/月
	759 人 /月	789 人 /月	813 人 /月	838 人 /月
長 門	2,037 人日/月	2,032 人日/月	2,932 人日/月	2,016 人日/月
	129 人 /月	127 人 /月	127 人 /月	126 人 /月
萩	3,275 人日/月	3,322 人日/月	3,340 人日/月	3,358 人日/月
	201 人 /月	207 人 /月	208 人 /月	209 人 /月

⑧ 就労定着支援

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	110 人 /月	139 人 /月	150 人 /月	166 人 /月
圏域	岩 国	11 人 /月	14 人 /月	15 人 /月
	柳 井	9 人 /月	12 人 /月	14 人 /月
	周 南	16 人 /月	21 人 /月	25 人 /月
	山 口・防 府	19 人 /月	27 人 /月	28 人 /月
	宇部・小野田	34 人 /月	42 人 /月	42 人 /月
	下 関	21 人 /月	21 人 /月	24 人 /月
	長 門	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
萩	0 人 /月	2 人 /月	2 人 /月	3 人 /月

⑨ 療養介護

区分		令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計		270 人 /月	279 人 /月	280 人 /月	280 人 /月
圏域	岩 国	40 人 /月	43 人 /月	43 人 /月	43 人 /月
	柳 井	27 人 /月	28 人 /月	28 人 /月	28 人 /月
	周 南	59 人 /月	61 人 /月	61 人 /月	61 人 /月
	山 口・防 府	40 人 /月	41 人 /月	41 人 /月	41 人 /月
	宇 部・小 野 田	47 人 /月	48 人 /月	48 人 /月	48 人 /月
	下 関	35 人 /月	34 人 /月	34 人 /月	34 人 /月
	長 門	12 人 /月	13 人 /月	13 人 /月	13 人 /月
	萩	10 人 /月	11 人 /月	12 人 /月	12 人 /月

⑩ 短期入所（福祉型）

区分		令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計		2,432 人日/月	3,224 人日/月	3,526 人日/月	3,822 人日/月
圏域	岩 国	225 人日/月	271 人日/月	271 人日/月	271 人日/月
		29 人 /月	40 人 /月	40 人 /月	40 人 /月
	柳 井	183 人日/月	228 人日/月	246 人日/月	259 人日/月
		15 人 /月	20 人 /月	24 人 /月	26 人 /月
	周 南	387 人日/月	615 人日/月	652 人日/月	690 人日/月
		33 人 /月	55 人 /月	58 人 /月	61 人 /月
	山 口・防 府	808 人日/月	963 人日/月	1,066 人日/月	1,169 人日/月
		85 人 /月	109 人 /月	121 人 /月	133 人 /月
圏域	宇 部・小 野 田	258 人日/月	377 人日/月	411 人日/月	426 人日/月
		37 人 /月	54 人 /月	59 人 /月	61 人 /月
	下 関	424 人日/月	585 人日/月	687 人日/月	807 人日/月
		52 人 /月	78 人 /月	93 人 /月	110 人 /月
	長 門	94 人日/月	125 人日/月	125 人日/月	125 人日/月
		6 人 /月	8 人 /月	8 人 /月	8 人 /月
	萩	53 人日/月	60 人日/月	68 人日/月	75 人日/月
		8 人 /月	9 人 /月	10 人 /月	11 人 /月

⑪ 短期入所（医療型）

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	46 人日/月	89 人日/月	92 人日/月	92 人日/月
	12 人 /月	19 人 /月	20 人 /月	20 人 /月
圏域	岩 国	15 人日/月 2 人 /月	21 人日/月 3 人 /月	21 人日/月 3 人 /月
	柳 井	0 人日/月 0 人 /月	0 人日/月 0 人 /月	0 人日/月 0 人 /月
	周 南	7 人日/月 3 人 /月	20 人日/月 5 人 /月	23 人日/月 6 人 /月
	山 口・防 府	1 人日/月 1 人 /月	14 人日/月 2 人 /月	14 人日/月 2 人 /月
	宇部・小野田	15 人日/月 3 人 /月	25 人日/月 4 人 /月	25 人日/月 4 人 /月
	下 関	8 人日/月 3 人 /月	9 人日/月 5 人 /月	9 人日/月 5 人 /月
	長 門	0 人日/月 0 人 /月	0 人日/月 0 人 /月	0 人日/月 0 人 /月
	萩	0 人日/月 0 人 /月	0 人日/月 0 人 /月	0 人日/月 0 人 /月

ウ 居住系サービス

① 自立生活援助

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	5 人 /月	10 人 /月	10 人 /月	11 人 /月
	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
圏域	岩 国	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
	柳 井	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
	周 南	0 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
	山 口・防 府	4 人 /月	5 人 /月	5 人 /月
	宇部・小野田	1 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
	下 関	0 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
	長 門	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
萩	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月

② 共同生活援助（グループホーム）

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	1,533 人 /月	1,643 人 /月	1,702 人 /月	1,763 人 /月
圏域	岩 国	176 人 /月	179 人 /月	181 人 /月
	柳 井	85 人 /月	90 人 /月	102 人 /月
	周 南	141 人 /月	162 人 /月	175 人 /月
	山 口・防 府	325 人 /月	349 人 /月	361 人 /月
	宇 部・小 野 田	354 人 /月	382 人 /月	396 人 /月
	下 関	329 人 /月	345 人 /月	353 人 /月
	長 門	37 人 /月	41 人 /月	43 人 /月
	萩	86 人 /月	95 人 /月	99 人 /月

③ 施設入所支援

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	2,103 人 /月	2,107 人 /月	2,083 人 /月	2,053 人 /月
圏域	岩 国	228 人 /月	225 人 /月	224 人 /月
	柳 井	163 人 /月	163 人 /月	155 人 /月
	周 南	343 人 /月	364 人 /月	359 人 /月
	山 口・防 府	381 人 /月	377 人 /月	374 人 /月
	宇 部・小 野 田	350 人 /月	347 人 /月	342 人 /月
	下 関	427 人 /月	421 人 /月	415 人 /月
	長 門	96 人 /月	93 人 /月	92 人 /月
	萩	115 人 /月	117 人 /月	116 人 /月

(2) 指定相談支援

① 計画相談支援

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県計	2,430人/月	2,651人/月	2,776人/月	2,908人/月
圏域	岩国	212人/月	221人/月	224人/月
	柳井	172人/月	182人/月	188人/月
	周南	223人/月	243人/月	252人/月
	山口・防府	567人/月	647人/月	690人/月
	宇部・小野田	554人/月	626人/月	661人/月
	下関	503人/月	534人/月	563人/月
	長門	83人/月	77人/月	77人/月
	萩	116人/月	121人/月	123人/月

② 地域移行支援

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県計	8人/月	17人/月	20人/月	27人/月
圏域	岩国	0人/月	2人/月	2人/月
	柳井	0人/月	1人/月	1人/月
	周南	0人/月	3人/月	3人/月
	山口・防府	3人/月	3人/月	4人/月
	宇部・小野田	2人/月	3人/月	4人/月
	下関	1人/月	1人/月	1人/月
	長門	1人/月	1人/月	2人/月
	萩	1人/月	3人/月	3人/月

③ 地域定着支援

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県計	19人/月	31人/月	34人/月	42人/月
圏域	岩国	1人/月	2人/月	3人/月
	柳井	0人/月	0人/月	0人/月
	周南	0人/月	3人/月	3人/月
	山口・防府	5人/月	10人/月	11人/月
	宇部・小野田	12人/月	14人/月	15人/月
	下関	1人/月	1人/月	1人/月
	長門	0人/月	0人/月	0人/月
	萩	0人/月	1人/月	1人/月

(3) 指定障害児支援

ア 通所支援

① 児童発達支援

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	10,310 人日/月 1,294 人 /月	11,522 人日/月 1,369 人 /月	12,112 人日/月 1,434 人 /月	12,720 人日/月 1,501 人 /月
圏域	岩 国	1,094 人日/月 127 人 /月	1,228 人日/月 139 人 /月	1,272 人日/月 144 人 /月
	柳 井	462 人日/月 57 人 /月	503 人日/月 65 人 /月	549 人日/月 72 人 /月
	周 南	1,063 人日/月 141 人 /月	1,176 人日/月 159 人 /月	1,246 人日/月 168 人 /月
	山 口・防 府	2,701 人日/月 395 人 /月	2,995 人日/月 423 人 /月	3,102 人日/月 438 人 /月
	宇 部・小 野 田	2,053 人日/月 181 人 /月	2,636 人日/月 202 人 /月	2,875 人日/月 220 人 /月
	下 関	2,130 人日/月 298 人 /月	2,193 人日/月 282 人 /月	2,277 人日/月 293 人 /月
	長 門	272 人日/月 41 人 /月	238 人日/月 43 人 /月	238 人日/月 43 人 /月
	萩	535 人日/月 54 人 /月	553 人日/月 56 人 /月	553 人日/月 56 人 /月

② 放課後等デイサービス

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
圏域	県 計	29,978 人日/月 2,740 人 /月	36,155 人日/月 3,139 人 /月	38,975 人日/月 3,348 人 /月
	岩 国	2,829 人日/月 272 人 /月	3,346 人日/月 306 人 /月	3,523 人日/月 322 人 /月
	柳 井	1,330 人日/月 159 人 /月	1,406 人日/月 166 人 /月	1,494 人日/月 174 人 /月
	周 南	4,145 人日/月 434 人 /月	4,697 人日/月 487 人 /月	4,805 人日/月 497 人 /月
	山 口・防 府	8,873 人日/月 740 人 /月	10,515 人日/月 836 人 /月	11,148 人日/月 887 人 /月
	宇 部・小 野 田	6,044 人日/月 432 人 /月	7,979 人日/月 541 人 /月	8,824 人日/月 596 人 /月
	下 関	5,729 人日/月 547 人 /月	7,179 人日/月 644 人 /月	8,148 人日/月 713 人 /月
	長 門	446 人日/月 86 人 /月	446 人日/月 88 人 /月	446 人日/月 88 人 /月
	萩	582 人日/月 70 人 /月	587 人日/月 71 人 /月	587 人日/月 71 人 /月

イ 訪問支援

① 保育所等訪問支援

区分		令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計		158 人日/月	327 人日/月	342 人日/月	358 人日/月
		131 人 /月	228 人 /月	241 人 /月	256 人 /月
圏域	岩 国	69 人日/月	170 人日/月	176 人日/月	180 人日/月
		52 人 /月	108 人 /月	112 人 /月	115 人 /月
	柳 井	2 人日/月	3 人日/月	4 人日/月	4 人日/月
		2 人 /月	3 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
	周 南	16 人日/月	26 人日/月	27 人日/月	29 人日/月
		15 人 /月	20 人 /月	21 人 /月	22 人 /月
	山 口・防 府	21 人日/月	47 人日/月	53 人日/月	59 人日/月
		21 人 /月	29 人 /月	33 人 /月	37 人 /月
	宇 部・小 野 田	12 人日/月	42 人日/月	40 人日/月	41 人日/月
		12 人 /月	34 人 /月	35 人 /月	37 人 /月
	下 関	18 人日/月	20 人日/月	23 人日/月	26 人日/月
		16 人 /月	18 人 /月	20 人 /月	23 人 /月
	長 門	10 人日/月	7 人日/月	7 人日/月	7 人日/月
		6 人 /月	7 人 /月	8 人 /月	10 人 /月
	萩	10 人日/月	12 人日/月	12 人日/月	12 人日/月
		7 人 /月	9 人 /月	8 人 /月	8 人 /月

② 居宅訪問型児童発達支援

区分		令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計		1 人日/月	14 人日/月	18 人日/月	23 人日/月
		1 人 /月	5 人 /月	7 人 /月	10 人 /月
圏域	岩 国	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
		0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
	柳 井	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
		0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
	周 南	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	1 人日/月
		0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月	1 人 /月
	山 口・防 府	0 人日/月	11 人日/月	15 人日/月	19 人日/月
		0 人 /月	3 人 /月	5 人 /月	7 人 /月
	宇 部・小 野 田	0 人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
		0 人 /月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
	下 関	1 人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
		1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
	長 門	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
		0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
	萩	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
		0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月

ウ 児入所支援

① 福祉型障害児入所支援

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	56 人 /月	53 人 /月	53 人 /月	53 人 /月
圏域	岩 国	4 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
	柳 井	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
	周 南	13 人 /月	12 人 /月	12 人 /月
	山 口・防 府	10 人 /月	10 人 /月	10 人 /月
	宇 部・小 野 田	16 人 /月	15 人 /月	15 人 /月
	下 関	10 人 /月	9 人 /月	9 人 /月
	長 門	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
	萩	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月

② 医療型障害児入所支援

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	43 人 /月	42 人 /月	43 人 /月	44 人 /月
圏域	岩 国	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
	柳 井	5 人 /月	5 人 /月	5 人 /月
	周 南	9 人 /月	9 人 /月	9 人 /月
	山 口・防 府	12 人 /月	12 人 /月	12 人 /月
	宇 部・小 野 田	11 人 /月	10 人 /月	12 人 /月
	下 関	5 人 /月	5 人 /月	5 人 /月
	長 門	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
	萩	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月

工 相談支援

区分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県 計	1,062 人 /月	1,278 人 /月	1,389 人 /月	1,510 人 /月
圏域	岩 国	83 人 /月	92 人 /月	97 人 /月
	柳 井	57 人 /月	61 人 /月	66 人 /月
	周 南	92 人 /月	115 人 /月	125 人 /月
	山 口・防 府	314 人 /月	384 人 /月	421 人 /月
	宇 部・小 野 田	158 人 /月	212 人 /月	239 人 /月
	下 関	290 人 /月	343 人 /月	370 人 /月
	長 門	30 人 /月	32 人 /月	32 人 /月
	萩	38 人 /月	39 人 /月	39 人 /月

2 活動指標（成果目標を達成するために必要な量等）

（1）活動指標としての障害福祉サービス等の種類等

障害福祉サービス等の見込量のうち成果目標の達成のために特に必要なものなどについて
は、以下のとおり「活動指標」に位置づけます。

成果目標		成果目標1 (P8)	成果目標2 (P9)	成果目標4 (P11)	成果目標5 (P12)
活動指標	福祉施設の入所者への移行	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	福祉施設から一般就労への移行等	障害児支援の提供体制の整備等	
障 害 福 祉 サ ビ ス	居宅介護	利用者数、 利用時間数	○	○	※
重度訪問介護	○	○	※		
同行援護	○	○	※		
行動援護	○	○	※		
重度障害者等包括支援	○	○	※		
生活介護	利用者数、 利用日数	○	○		
自立訓練（機能訓練）		○			
就労選択支援		○	○	○	
自立訓練（生活訓練）		○	○	○	
就労移行支援		○	○	○	
就労継続支援A型	利用者数	○	○	○	
就労継続支援B型		○	○	○	
就労定着支援				○	
短期入所（福祉型・医療型）		利用者数 利用日数	○	○	※
自立生活援助	利用者数	○	○		
共同生活援助		○	○		
施設入所支援		○			
相 談 支 援	計画相談支援	利用者数		○	
地域移行支援	○		○		
地域定着支援	○		○		
障 害 児 支 援	児童発達支援	利用児童数、 利用日数			○
放課後等デイサービス				○	
保育所等訪問支援				○	
居宅訪問型児童発達支援				○	
障害児入所支援（福祉型・医療型）	利用児童数				○
障害児相談支援					○

※ 障害児の利用実績は、障害者の利用実績に含んで分析・評価します。

(2) その他の活動指標

成果目標等を達成するための取組として、次のとおり活動指標を設定します。

ア 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数

(地域移行支援の利用者数)

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5人	13人	15人	21人

(地域定着支援の利用者数)

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
27人	22人	25人	33人

(共同生活援助の利用者数)

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
627人	647人	681人	713人

(自立生活援助の利用者数)

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2人	8人	8人	9人

(自立訓練（生活訓練）の利用者数)

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	133人	134人	134人

② 精神病床からの退院患者の退院先別の人数

退院先	令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅	160人	170人	180人	190人
他院の精神病床	16人	10人	10人	10人
自院の精神病床以外の病床	5人	5人	5人	5人
他院の精神病床以外の病床	85人	70人	70人	70人
障害福祉施設	29人	25人	25人	25人
介護施設	38人	45人	45人	45人

イ 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等の設置市町数

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
16市町	17市町	17市町	18市町

② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1回	1回	1回	1回

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

① 障害者に対する委託訓練事業※等の受講者数

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8人	10人	10人	10人

② 福祉施設から公共職業安定所へ誘導する利用者数

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
176人	194人	213人	234人

③ 福祉施設から障害者就業・生活支援センター※へ誘導する利用者数

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
49人	62人	62人	62人

④ 公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
72人	91人	100人	110人

※委託訓練事業…障害者の職業訓練の受講機会を確保する観点から、社会福祉法人や民間教育訓練機関を活用（委託）して職業訓練を実施し、障害者の就職を支援するもの

※障害者就業・生活支援センター…就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施する機関

エ 障害児支援の提供体制の整備等

(医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター) (上段：県、下段：市町)

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3人	3人	3人	3人
64人	68人	69人	73人

才 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置市町数

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
9市町	9市町	9市町	16市町

② 相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣件数

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
9回	10回	10回	10回

③ 主任相談支援専門員養成研修の修了者数

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
16人	20人	20人	20人

力 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果の関係自治体との共有回数)

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
133回	216回	216回	216回

② サービス管理責任者研修等の修了者数

研修	令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援従事者初任者	55人	60人	60人	60人
相談支援従事者現任	44人	50人	50人	50人
主任相談支援専門員	16人	計画期間を通じて20人		
サービス管理責任者等基礎	227人	230人	230人	230人
サービス管理責任者等実践	120人	120人	120人	120人
サービス管理責任者等更新	288人	200人	200人	200人

③ 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数

	令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	1回	計画期間を通じて1回以上		
修了者数	20人	計画期間を通じて30人		

キ 発達障害者又は発達障害児に対する支援

① 発達障害者支援地域協議会の開催

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1回	1回	1回	1回

② 発達障害者支援センターによる相談支援

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,631件	2,700件	2,700件	2,700件

③ 発達障害者支援センター等による関係機関への助言

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
318件	340件	340件	340件

④ 発達障害者支援センター等の外部機関や地域住民への研修、啓発

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
151件	160件	160件	160件

⑤ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

(上段：保護者、下段：支援者)

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
597人	367人	387人	411人
	186人	193人	204人

⑥ ペアレントメンターの人数

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
108人	131人	136人	147人

⑦ ピアサポートの活動への参加人数

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,574人	2,870人	2,902人	2,955人

ク 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

(保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児受入人数)

令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,142人	2,207人	2,247人	2,272人

3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

【障害者入所】

福祉施設の入所者の地域生活への移行を促進するとともに、施設でのサービスが必要な方に対する適正な支援体制を確保する観点から、県内の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を設定します。

(単位：人)

	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定員総数(A)	2, 319	2, 319	2, 319	2, 319
うち継続入所者数(B)	145	145	145	145
必要入所定員総数 (A) - (B)	2, 174	2, 174	2, 174	2, 174

- ・継続入所者数は、定員に関しては140人に県外から入所している5人を加えた145人分とします。

地域生活への移行を進める一方で、共同生活援助（グループホーム）等での対応が困難で、新たに施設入所支援が必要な者もあるため、当面現状の定員を維持します。

【障害児入所】

障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を促進することを考慮して、県内の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を設定します。

【福祉型】

	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定員総数	56	56	56	56
必要入所定員総数	56	56	56	56

【医療型】

	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定員総数	300	300	300	300
必要入所定員総数	300	300	300	300

福祉型は家庭の事情等のニーズを踏まえ、また、医療型は入所する重症心身障害児等のニーズを踏まえ、当面現状の定員を維持します。

4 指定障害福祉サービス等に係る必要な見込量の確保の方策等

(1) 指定障害福祉サービス等の必要な見込量の確保

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量を確保するためには、人材の確保・養成とともに、サービスを提供する事業者の参入を促し、事業所を増やしていくことが必要です。

現在の障害福祉サービス等事業所、定員の状況等を踏まえ、県と市町は以下のとおり協働により計画的に基盤整備に取り組みます。

- 介護保険事業者やN P O 法人等多様な主体の参入を促進するため、障害福祉サービス等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、サービスの充足状況等の適切な情報提供を進めます。
- 障害福祉施設整備費補助金を活用して、計画的な共同生活援助（グループホーム）等の整備を促進します。
- 障害児の支援について、保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどの子育て支援策との連携を強化します。

＜障害福祉サービス等の事業所・定員の状況＞

R 5.4.1 現在

サービス等の種類	単位	数値	サービス等の種類	単位	数値
居宅介護	事業所数	183	就労定着支援	事業所数	22
重度訪問介護	事業所数	166	療養介護	定員	300
同行援護	事業所数	74	短期入所	指定箇所	99
行動援護	事業所数	9	共同生活援助（グループホーム）	定員	1,575
重度障害者等包括支援	事業所数	0	相談支援（計画・移行・定着）	事業所数	103
生活介護	定員	4,628	児童発達支援	定員	980
自立訓練（機能訓練）	定員	20	放課後等デイサービス	定員	1,802
自立訓練（生活訓練）	定員	150	保育所等訪問支援	事業所数	23
就労移行支援	定員	341	福祉型障害児入所支援	定員	56
就労継続支援A型	定員	705	医療型障害児入所支援	定員	療養介護に含む
就労継続支援B型	定員	3,674	障害児相談支援	事業所数	90

- ・施設入所支援については、34 頁を参照
- ・定員単位で示しているサービス等（療養介護、共同生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援を除く。）については、利用者がサービス等を毎日利用するとは限らないので、定員を超えて利用者を受入れる（登録する）ことが通例となっています。

(2) サービス等の種類ごとの取組事項

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量を確保するため、以下の取組を行います。

ア 訪問系サービス

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、多様な事業者の参入を促進する等、必要とされるサービス量が提供できるよう取り組みます。
- 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）従事者の計画的な養成や資質の向上を図り、利用ニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。

イ 日中活動系サービス

- 必要なときに適切に対応できるよう、入所施設の空床を利用した短期入所の確保を図ります。
- 障害児の短期入所の現状や課題を把握した上で、障害児が短期入所を利用しやすい体制の整備を進めます。
- 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の新規事業所の指定に際しては、地域のサービスの需給の状況を考慮し、市町の意見を聴いた上で判断します。
- 就労定着支援の利用が促進されるよう、サービスの周知と理解に努めます。
- 就労を希望する障害者等が適切な選択ができるよう、就労選択支援の利用を促進します。

ウ 居住系サービス

- 地域生活を希望する障害者が地域で暮らすことができる生活の場を確保するため、ニーズを適切に把握した上で共同生活援助（グループホーム）の整備を促進します。
- 施設入所支援については、真に施設入所が必要な場合の利用見込量に応じた入所定員の確保を図ります。

エ 相談支援

- 相談支援従事者研修を実施し、相談支援員の計画的な確保に努めます。
- 研修等を通じて相談支援員の資質の向上を図り、利用ニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。

オ 障害児支援

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの新規事業所の指定に際しては、地域のサービスの需給の状況を考慮し、市町の意見を聴いた上で、また、障害児に対し質の高い専門的な発達支援が確保されるよう十分配慮した上で判断します。
- 身近な地域での障害児支援の拠点となる児童発達支援センターを中心に、保育所等訪問支援などを活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた市町支援

市町又は圏域における地域生活支援拠点等の機能の充実に資するよう、運営に関する研修会等の開催や管内市町における好事例の紹介、現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行います。

(4) 圏域ごとの取組事項

必要な障害福祉サービス等の基盤整備を着実に行うため、県と市町は一体的に民間事業者に対し、以下の障害福祉サービス等の整備を働きかけます。

ア 岩国圏域

居宅介護、行動援護、重度障害者包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立生活援助、共同生活援助、居宅訪問型児童発達支援、主に重症心身障害児等を支援する児童発達支援、主に重症心身障害児等を支援する放課後等デイサービス

イ 柳井圏域

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援、生活介護、自立訓練（機能訓練）就労選択支援、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

ウ 周南圏域

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援、就労選択支援、短期入所、療養介護、自立生活援助、共同生活援助、計画相談支援、児童発達支援、主に重症心身障害児等を支援する児童発達支援、主に重症心身障害児等を支援する放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援

エ 山口・防府圏域

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者包括支援、自立訓練（機能訓練）、就労選択支援、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、短期入所、療養介護、共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援

オ 宇部・小野田圏域

同行援護、重度障害者包括支援、自立訓練（機能訓練）、就労選択支援、居宅訪問型児童発達支援

カ 下関圏域

行動援護

キ 長門圏域

同行援護、行動援護、重度障害者包括支援、自立訓練（機能訓練）、就労選択支援、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、療養介護、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援

ク 萩 圏域

重度訪問介護、重度障害者包括支援、自立訓練（機能訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労定着支援、短期入所、療養介護、自立生活援助、地域定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援

(5) 感染症対策

ア 平時における感染症対策の推進

- 障害福祉サービス等事業所が感染症発生時においてもサービスが継続できるよう、訓練の実施や感染症発生時に備えた事前準備等について、指導・助言を行います。
- 施設内での感染症発生時、施設利用者が必要に応じて医師等の往診を受けることができるよう、施設嘱託医や地域の協力医療機関との連携の強化を図ります。
- 施設を対象とした感染症対策研修の実施や個別実地指導等を行うことにより、感染防止対策の充実・強化を図ります。

イ 感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備

- 国や関係機関と連携の上、障害福祉サービス等事業所における感染症対策に必要な物資の備蓄体制等の整備に取り組みます。

ウ 感染症発生時の医療支援体制の整備

- 施設等での集団感染症発生時には、その病原体の特性や感染状況等を踏まえ、感染制御や業務継続支援、感染者の症状等に応じた適切な治療の実施など、保健所や協力医療機関等による、必要に応じた早期の介入・支援を目指します。

エ 業務継続計画（B C P）策定等の推進

- 感染症が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築することが重要であるため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等について、指導・助言を行います。

5 人材の確保・養成及びサービスの質の向上のための取組

(1) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に係る人材の確保

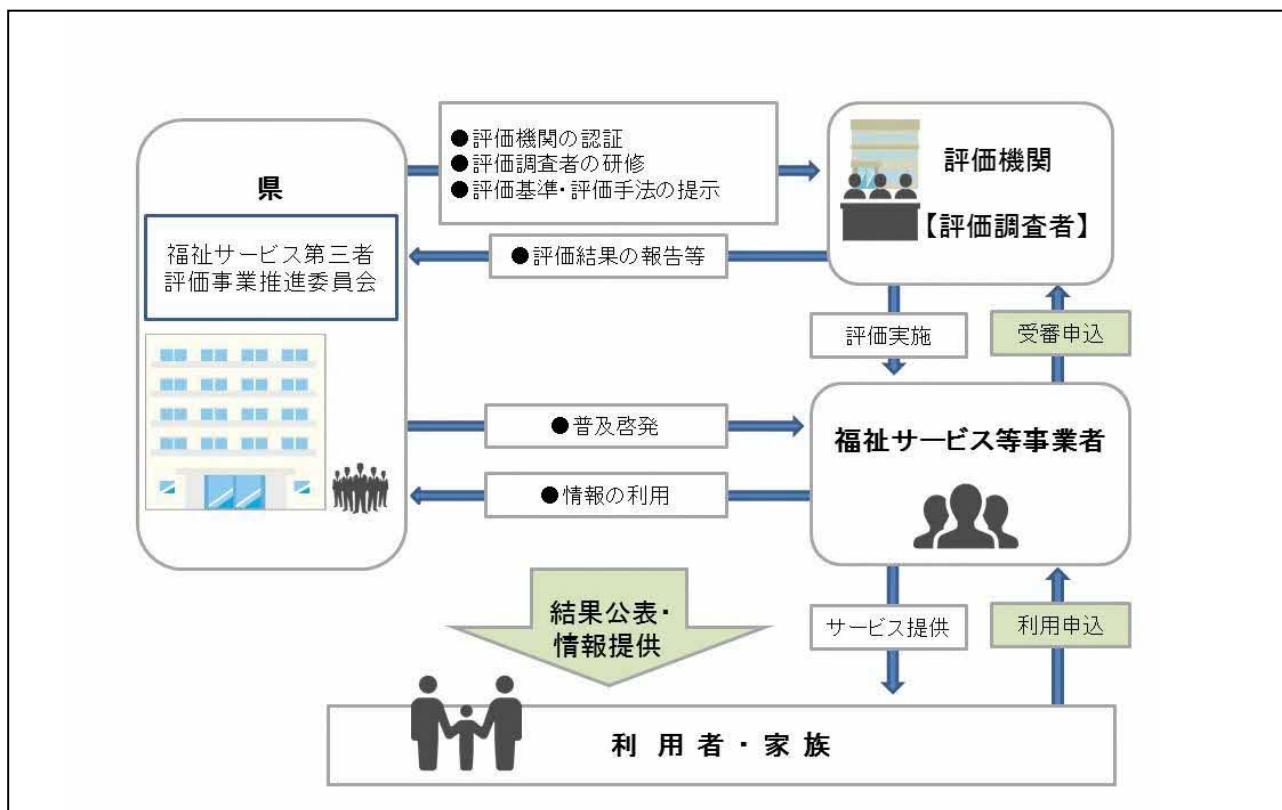
障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等により、障害福祉人材の確保に取り組んでいきます。

(2) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に係る人材の養成

地域生活支援事業（40～42頁に記載）等を活用して、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供に当たって基本となる人材の養成を行います。

(3) サービス等を提供する事業者に対する第三者の評価等

事業者自らによるサービスの質の評価とサービス内容に関する情報の提供や開示を進めるとともに、第三者評価について事業者への普及啓発を行い、その利用を促進します。



第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

成果目標や本県の実情等を考慮し、以下のとおり計画的に実施します。

(令和6年3月時点の予定)

1 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう取り組みます。

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(1) 発達障害者支援センター運営事業	1箇所開設
(2) 高次脳機能障害及びその関連障害に関する支援普及事業	高次脳機能障害支援センターを1箇所開設
(3) 障害者就業・生活支援センター事業	6箇所開設

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう取り組みます。

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(1) 手話通訳者・要約筆記者研修事業	手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者通訳・介助員の養成研修を実施
(3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	失語症者向け意思疎通支援者の派遣を実施

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、市町村相互間の連絡調整事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通支援を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるよう取り組みます。

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	<ul style="list-style-type: none">複数市町の住民が参加する障害者団体の会議等への派遣を実施市町域を越える広域的な派遣について、連絡調整等を実施
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣利用促進事業	盲ろう者通訳・介助員の派遣を実施

4 広域的な支援事業

市町域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう取り組みます。

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
都道府県相談支援体制整備事業	各障害保健福祉圏域ごとにアドバイザーを配置し、相談支援のネットワークづくりを支援
精神障害者地域生活支援広域調整等事業	精神科病院からの退院患者も対象とし、地域生活への移行を推進する地域生活移行推進会議を実施
発達障害者支援体制整備事業	医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、発達障害児者への支援体制を充実

5 サービス・相談支援者、指導者育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上が図られるよう取り組みます。

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(1) 障害支援区分認定調査員等研修事業	各年度において認定調査員及び市町審査会委員に対する研修を実施
(2) 相談支援従事者等研修事業	障害福祉サービス等事業所の職員等を対象に、研修事業者を指定して実施
(3) サービス管理責任者研修事業	
(4) 強度行動障害支援者養成（基礎・実践）研修事業	行動援護事業所及び障害者支援施設の職員等を対象に養成研修事業者を指定して研修を実施
(5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	相談員の活動支援及び資質向上のための研修会を開催
(6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	喉頭を摘出した者を対象に発声訓練を行う指導者の養成事業を実施
(7) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業	手話通訳者指導者養成研修等の参加経費の助成

6 その他の日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援及び就業・就労支援の事業

本県の実情を踏まえ、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施します。

【日常生活支援】

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(1) オストメイト社会適応訓練事業	人工肛門、人工膀胱を造設した者を対象にストマ用装具等に関する講習を実施

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(2) 音声機能障害者発声訓練事業	喉頭を摘出した者を対象に発声訓練を実施
(3) 発達障害者支援体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援マネージャーを配置するなど発達障害者支援センターの地域支援体制を強化 ・ペアレンツメンター養成等による家族支援体制を整備
(4) その他日常生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中途失明者を対象に歩行訓練等を実施 ・盲ろう者を対象に歩行訓練やコミュニケーション訓練等を実施 ・視覚障害者を対象に生活訓練を実施 ・知的障害者の本人活動を支援する事業を実施

【社会参加支援】

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(1) 点字による即時情報ネットワーク	点字物や音声等による情報提供を実施
(2) 都道府県障害者社会参加推進センター運営	1箇所開設
(3) 身体障害者補助犬育成	身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、補助犬の給付を実施
(4) 奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を実施
(5) スポーツ・レクリエーション教室開催等	<ul style="list-style-type: none"> ・各種障害者スポーツ大会・教室を開催 ・全国障害者スポーツ大会派遣選手の強化育成を実施 ・障害者スポーツ指導者の養成を実施
(6) 文化芸術活動振興	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者文化芸術活動相談体制等の整備 ・障害者芸術文化祭の開催 ・障害者アートセミナーの開催
(7) その他社会参加支援	あいサポート運動 障害の特性等を理解し、ちょっとした配慮などを実践するあいサポート運動の実施

【権利擁護支援】

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
障害者虐待防止対策支援	山口県障害者権利擁護センターにおいて、地域の協力体制の整備や施設職員への研修等を実施

【就業・就労支援】

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
一般就労移行等促進	就労継続支援事業利用者等を対象とした職場体験の実施

<地域生活支援事業の見込量>

事業名	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 専門性の高い相談支援事業				
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	利用者数	2,631人	2,700人	2,700人
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	利用者数	1,765人	1,800人	1,800人
障害者就業・生活支援センター事業	箇所数	6箇所	6箇所	6箇所
	利用者数	3,359人	3,419人	3,479人
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業				
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	23人	13人	13人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	1人	10人	10人
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	修了者数	10人	8人	8人
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣回数	31人	35人	35人
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	派遣回数	680人	1,000人	1,000人
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	派遣回数	0人	0人	10人
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	実施の有無	有	有	有
(5) 広域的な支援事業				
都道府県相談支援体制整備事業	アドバイザー数	6人	6人	6人
精神障害者地域生活支援広域調整等事業				
地域生活支援広域調整会議等事業	開催回数	0回	1回	1回
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	開催回数	1回	1回	1回

第4章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため に必要な事項

1 障害者等に対する虐待の防止

サービス従事者等による障害者虐待の未然防止や発生時の早期対応を可能とするために、山口県障害者権利擁護センターにおいて研修を実施するとともに、弁護士や社会福祉士、臨床心理士等で構成した専門支援チームによる事例の分析・評価、具体的な対応策の検討及び指導・助言等を通じて市町虐待防止センターへの支援を行い、地域の指導力強化に努めます。

また、精神科病院における虐待防止に向けた取組を推進するため、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表を行います。

2 意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、広く事業者や関係者に対して普及を図ります。

3 障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進

平成30年6月に公布・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害者芸術文化祭の開催や相談窓口の設置等により、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮と社会参加の促進に向けた取組を進めます。

4 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

令和4年5月に公布・施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害の特性に配慮した意思疎通や支援者を養成するとともに、障害者のICT機器等の利活用の向上を総合的に支援するサービス拠点を設置し、障害者等の情報の取得利用・意思疎通の推進に取り組みます。

5 障害を理由とする差別の解消の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、県職員対応要領の作成や相談窓口の設置等を実施するとともに、令和4年に制定した「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消の一層の推進に取り組みます。

また、誰もが、様々な障害の特性や障害のある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポート」運動を、県民運動として積極的に展開します。



6 障害福祉サービス等利用者の安全確保に向けた取組や研修の充実等

障害福祉サービス事業所等による防災対策を始めとした利用者の安全確保に向けた取組を推進するとともに、障害福祉サービス等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実や、職員の待遇改善等による職場環境の改善がされるよう働きかけます。

<参考資料>

障害福祉サービス等の概要

1 指定障害福祉サービス

障害者総合支援法に定める指定障害福祉サービスは、下表のとおりです。

サービスの種類		サービスの内容
訪問系	居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与する
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与する
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する
日中活動系	生活介護	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創意的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能(機能訓練)又は生活能力(生活訓練)の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
	就労移行支援	就労を希望する障害者につき、一定期間、生産活動等機会の提供を通じて、就労に必要な知識又は能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
	就労選択支援	就労を希望する障害者等であって、就労移行支援等を受けること等について、適切な選択のための支援を必要とする者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮等の事項の整理を行うなど、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整等の便宜を供与する
	就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能である障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
	就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する

サービスの種類		サービスの内容
日中活動系	就労定着支援	企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う
	療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する
	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
居住系	自立生活援助	定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関（計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等）との連絡調整、その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う
	共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の援助を行う
	施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する

2 指定相談支援

障害者総合支援法に定める指定相談支援は、下表のとおりです。

支援の種類		支援の内容
計画相談支援		障害福祉サービス等の利用に必要なサービス等利用計画を作成するとともに、利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整等の便宜を供与する
地域移行支援		障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設及び矯正施設に入所している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与する
地域定着支援		居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の便宜を供与する

3 指定障害児支援

児童福祉法に定める指定障害児支援は、下表のとおりです。

なお、障害児も障害者総合支援法に定める「居宅介護」、「短期入所」、「行動援護」などのサービスを利用することがあります。

支援の種類		支援の内容
通所支援	児童発達支援	障害児につき、児童発達支援センターその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する
	放課後等 デイサービス	学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する
訪問支援	保育所等 訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の便宜を供与する
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の児童発達支援を行う
入所支援	福祉型 障害児入所支援	障害児入所施設に入所する障害児につき、保護、日常生活の指導及び知識技能を付与する
	医療型 障害児入所支援	指定医療機関に入院する障害児につき、保護、日常生活の指導及び知識技能を付与し、入院する障害児のうち、重症心身障害児に対して治療を行う
相談	障害児相談支援	障害児通所支援の利用に必要な障害児支援利用計画を作成するとともに、利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整等の便宜を供与する